

検証に至る経緯について

- 1 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるため、「今後の治水対策のあり方について検討を行なう有識者会議（以下有識者会議という。）」を設置。（平成 21 年 12 月 4 日）

（主な検討事項）

- ① 幅広い治水対策案の立案手法
- ② 新たな評価軸の検討
- ③ 総合的な評価の考え方の整理

④ 今後の治水理念の構築

（スケジュール）

- ① 平成 22 年夏頃 有識者会議中間とりまとめ（上記①～③）
引続き、有識者会議で検討
- ② 平成 23 年夏頃 有識者会議提言

- 2 前原国土交通大臣から関係道府県知事あてに、協力をお願いする文書が出された。（平成 21 年 12 月 15 日）（4 ページ参照）

（内 容）

- 検証の対象としたダム事業については、有識者会議において来年夏頃に取りまとめる**新たな基準に沿って個別に検証を行うこと。**
- 各道府県実施のダムの進め方については、各道府県の判断を尊重するが、検証の対象と区分されたダムについては、新たな基準に沿って**検証を行った上でその後の事業の進め方について改めて判断するよう協力願いたいこと。**

- 3 「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方」が示された。（平成 21 年 12 月 25 日（平成 22 年度政府予算案））

（検証の対象から除く基準）

- ① 既に、ダムに頼らない治水対策の検討が進んでいるもの
- ② 既存施設の機能増強を目的としたもの
- ③ 11 月までにダム本体工事の契約を行っているもの

<本県のダム建設事業の区分>

検証の対象とするもの・・・築川ダム建設事業、津付ダム建設事業

（全国で 89 事業、内補助事業 58 事業）

継続して進めるもの・・・遠野第二生活貯水池建設事業

（全国で 47 事業、内補助事業 25 事業）

- 4 平成 22 年度箇所別予算配分の公表（平成 22 年 3 月 26 日）
- ・ 遠野第二ダムについては、要望どおりの額が認められた。
 - ・ 築川ダムと津付ダムについては現段階を継続する最小限の予算として付替道路工事費や継続調査（環境や水文）は、ほぼ満額となっているが、ダム本体の設計など新たな段階に入る調査費は減額調整となっている。
- 5 有識者会議から「中間とりまとめ」が国土交通大臣に提出された。
（平成 22 年 9 月 27 日）
- ・ 1 2 回の会議と 2 度のパブリックコメントを行い、個別ダムの検証を行うためのプロセスや基準が示された。
- 6 馬淵国土交通大臣から正式にダムの検証が要請された。（5 ページ参照）
（平成 22 年 9 月 28 日）
- 要請対象ダム 築川ダム建設事業
津付ダム建設事業

7 検証に関する県の動き

○築川ダム建設事業

- 1) 知事から岩手県大規模事業評価専門委員会へ諮問【事業再評価】
（平成 22 年 10 月 4 日）
- 2) 事業再評価についての意見募集（平成 22 年 10 月 6 日～11 月 5 日）
- 3) 第 6 回専門委員会（平成 22 年 10 月 25 日）
 - ・ 現地調査
- 4) 第 7 回専門委員会（平成 22 年 11 月 4 日）
 - ・ ダム検証の進め方説明
- 5) 関係地方公共団体との検討の場幹事会（平成 22 年 11 月 10 日）
- 6) 知事から専門委員会へ諮問【ダム検証】
（平成 22 年 11 月 15 日）
- 7) 第 8 回専門委員会（平成 22 年 11 月 15 日）
 - ・ 検証作業の中間報告
- 8) ダム検証についての意見募集（平成 22 年 11 月 15 日～12 月 17 日）
- 9) 第 9 回専門委員会（平成 22 年 12 月 10 日）
 - ・ 継続審議
- 10) 関係地方公共団体との検討の場（平成 23 年 1 月 12 日）
- 11) 第 11 回専門委員会（平成 23 年 1 月 14 日）
 - ・ 継続審議
- 12) 築川ダム検証に係る関係住民の意見を聴く会（平成 23 年 1 月 21 日予定）

○ 津付ダム建設事業

- 1) 第7回岩手県大規模事業評価専門委員会（平成22年11月4日）
 - ・ダム検証の進め方説明
- 2) 関係地方公共団体との検討の場幹事会（平成22年11月11日）
- 3) 知事から専門委員会へ諮問
[事業再評価]及び[ダム検証]（平成22年11月15日）
- 4) 第8回専門委員会（平成22年11月15日）
 - ・検証作業の中間報告
- 5) 事業評価及びダム検証についての意見募集
（平成22年11月15日～12月17日）
- 6) 第9回専門委員会（平成22年12月10日）
 - ・継続審議
- 7) 第10回専門委員会（平成22年12月19日）
 - ・現地調査
- 8) 関係地方公共団体との検討の場（平成22年12月24日）
- 9) 第11回専門委員会（平成23年1月14日）
 - ・継続審議
- 10) 津付ダム検証に係る関係住民の意見を聴く会
（平成23年1月18日～1月19日）
 - ・住田町及び陸前高田市



ダム事業に関する道府県知事の皆様へ

「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換に対するご協力をお願い

現在我が国は、人口減少の進行、急速な少子高齢化が進んでいること、GDPの約1.7倍の規模になる長期債務を抱えていること、の三つの主な不安要因を抱えています。このような我が国の現状を踏まえれば、税金の使い道を大きく変えていかなければならず、このため、従来の公共事業依存型の産業構造を転換する必要があると考えております。

そのひとつとして、治水事業については、「できるだけダムにたよらない治水」へ政策転換するとの考え方にに基づき、現在事業中の全国のダム事業について検証を行い、これらを踏まえて今後の治水対策のあり方を検討していくこととしております。

具体的には、検証の対象となるダム事業と、継続して進めるダム事業とを年末までに区分した上で、去る12月3日に立ち上げた「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が来年夏頃に中間とりまとめとして示す予定の新たな基準に沿って、検証の対象に該当する個別ダムの検証を行うこととしております。

各道府県実施のダム事業の進め方については、基本的には各道府県のご判断を尊重することとしておりますが、政策転換へのご理解をお願いするとともに、現在実施中のダム事業のうち、少なくとも検証の対象と区分されたダム事業については、新たな基準に沿って検証を行った上でその後の事業の進め方について改めてご判断をさせていただくようにご協力をお願いいたします。

なお、平成22年度予算案については、補助事業においても政策転換を要請する国の姿勢を反映したものとさせていただくことを考えておりますが、個別ダムの進捗状況等を考慮したものとさせていただくことを考えております。

平成21年12月15日

国土交通大臣

前原 誠司



国河計調第6号

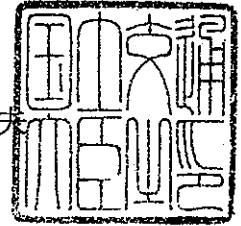
平成22年9月28日

岩手県知事

達増 拓也 殿

国土交通大臣

馬淵 澄夫



ダム事業の検証に係る検討について

貴職におかれましては、下記のダム事業について検証に係る検討を行うよう要請いたします。

なお、このたびの検証に当たっては、事業の再評価の枠組みを活用することとします。その詳細については別途通知します。

記

(事業名) (施設名)

・築川ダム 築川ダム

・津付ダム 津付ダム

